

札幌市告示第 1294 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 30 年（2018 年）3 月 9 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

株式会社東急コミュニティー

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

別紙のとおり

3 管理を行わせる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 市営住宅及び共同施設の維持及び修繕に関する業務（市長が定めるものを除く。）
- (2) 前号に掲げる業務に付随する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

別表3 豊平区、清田区及び南区

名 称	位 置	指定管理者
中 の 島 団 地	札幌市豊平区中の島1条6丁目、 中の島1条7丁目	東京都世田谷区用賀4丁目1 0番1号
豊平4条団地	札幌市豊平区豊平4条13丁目	株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英
豊平1条団地	札幌市豊平区豊平1条11丁目	
美園団地	札幌市豊平区美園7条8丁目	
月寒団地	札幌市豊平区月寒東1条5丁目、 月寒東1条6丁目、月寒東1条7 丁目、月寒東1条9丁目、月寒東 1条10丁目、月寒東1条11丁 目、月寒東2条7丁目、月寒東2 条9丁目、月寒東2条10丁目、 月寒東3条5丁目	
西岡団地	札幌市豊平区西岡3条1丁目、西 岡3条2丁目	
豊平橋南団地	札幌市豊平区豊平5条2丁目	
リバーサイドヒルズ 西岡公園	札幌市豊平区西岡5条14丁目	
エコ・ライフ西岡	札幌市豊平区西岡4条7丁目	
新木の花団地	札幌市豊平区平岸2条4丁目	
シビルコート豊平	札幌市豊平区豊平1条5丁目	
清田団地	札幌市清田区清田2条2丁目、清 田4条2丁目	
北野団地	札幌市清田区北野6条4丁目	
里塚団地	札幌市清田区里塚1条4丁目	
平岡3条団地	札幌市清田区平岡3条3丁目	
平岡南団地	札幌市清田区平岡1条6丁目	
美しが丘団地	札幌市清田区美しが丘4条6丁目	
パレメゾン平岡	札幌市清田区平岡4条1丁目	
プレミール北野	札幌市清田区北野1条2丁目	
フォレスト清田	札幌市清田区清田1条3丁目	

フ ァ ン 平 岡	札幌市清田区平岡 2 条 2 丁目
真 駒 内 団 地	札幌市南区真駒内本町 5 丁目、真駒内本町 6 丁目
藤 野 団 地	札幌市南区藤野 4 条 5 丁目
中 ノ 沢 団 地	札幌市南区中ノ沢 1 丁目
川 沿 団 地	札幌市南区川沿 1 5 条 2 丁目
南 3 4 条 団 地	札幌市南区南 3 4 条西 9 丁目
真 駒 内 本 町 団 地	札幌市南区真駒内本町 3 丁目